

平成 28 年度各種会計歳入歳出決算認定（賛成・全員）

決算報告書

平成 28 年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算書、付属書類等及び基金の運用状況を示す書類等が、法令に準拠して処理されているか、予算執行が適正であるかどうかについて、関係諸帳簿等の照合を行うとともに、必要に応じて関係職員の説明を求める方法により審査した結果、いずれも正確で適正に処理されているものと認めたところである。

前年度に対して平成 28 年度の一般会計及び特別会計決算は、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計は増額決算となったが一般会計、介護保険特別会計については、減額決算となっている。しかし、各特別会計においては、収支の均衡が得られず一般会計からの繰入金により対応している。国民健康保険特別会計では、1 人当たりの医療費は 499,908 円で、前年度 463,835 円と比べ 36,073 円、7.8%の増となっている。今後とも健康管理推進事業等、医療費の軽減対策を継続することが重要である。

1 人当たり医療費

平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
499,908 円	463,835 円	504,65 円	432,567 円	408,898 円

一般会計の歳入決算をみると、自主財源の根幹をなす町税は前年度と比べ町民税は 1.0%の増、固定資産税は 0.1%の減となっている。全体として前年度に比べ 2,467,225 円 0.7%の増、収入未済額は前年に比べ現年分 5.9%減、滞納繰越分 4.9%減となっている。税の負担公平を原則とし収入未済額の縮減を図るため、より一層の努力を願うものである。町税以外の収入未済額の主なものは、貸付金元利収入滞納繰越分 7,812,253 円、保育所運営費負担金滞納繰越分 1,661,790 円、町営住宅使用料 199,600 円及び町営住宅使用料滞納繰越分 600,598 円並びに重度心身障害者医療返還金 960,000 円である。特に町営住宅使用料は前年度に比べ 513,336 円の減、2 件のみ（内 1 件は退去）になっており、収納努力等が伺える。

今後の経済情勢等の影響や景気の動向を踏まえると、本町を取り巻く歳入環境は今後とも依然として厳しく、特に歳入の根幹をなす町税収入において平成 28 年度は微増ではあるが年々減少傾向にあり、多くを見込むことは困難である。また、歳出面では少子高齢化の一層の進展、雇用情勢の悪化に伴う扶助費等や安全・安心のための基盤整備等への対応など、多くの課題を抱えている。

このような中であって本町が将来に向けて持続的に発展していくためには、歳入に見合った支出に心がけ、健全で安定した行政運営を基本に、最小の経費で最大の効果を上げることに一層留意しなければならない。

財政分析等からみて総括すると、ここ数年起債残高も年々減少していたが、平成 28 年度は一人当たり 798,819 円と前年比で 73,351 円増加している。

今後においては、喫緊の課題でもある橋梁等の長寿命化、ゆとりすと放送の新たなシステム構築、耐震対策ができない役場庁舎の仮移転など大きな事業も山積されているが、地方債残高の推移等に十分留意され、引き続き歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営に努められたい。また本町の要である「ゆとりすとカントリーおとよ」の計画に基づき、町民のニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策・事業を的確に推進し、町政の更なる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう一層のご尽力を望むものである。

決算審査報告



の人々が大豊で生きる意欲を持つ積極的な人々が集う町」と表されている。その基本は地域のコミュニティだと思われる。高齢化で集落機能が衰えていく中、みんなで助け合う手段として社会福祉協議会が主導のあったデイサービス 24 か所・老人クラブ 12 か所・自主活動 10 か所の 46 か所あるが、ミニデイ等においては、大半が午前中、または午後からとして食事時間を省いている。理想としては、食事時間も含み、一日を楽しく過ごして明日の生きる糧となれば良いかと思われる。コミュニティを主とした集まりに対する認識と、食事代の補助を考慮してはどうか。

▽岩崎憲郎町長

ミニデイサ



各地域でのミニデイサービス

ビスは町内各地で行われており、これは地域の皆さん方の取り組みの中から生まれ、現在も続いている。地域のコミュニティを大切にすることで、積極人口 100%の町を持続することは、次に繋げる意味でも必要なことだと思う。それぞれの地域によって取り組みの内容に違いはあるが、行政としても応援できることは、しっかりとサポートする。

▽岩崎憲郎町長
事業について



▽岩崎憲郎町長



Q13

問 ゆたかな森づくり運用を問う
答 推進する

▽重森一宗議員
大豊町ゆたかな森づくり条例の第 11 条に、町はゆたかな森づくりに対する理解を促進するため 9 月を大豊町ゆたかな森づくり月間とする。と定めている。その関連で、みんなで支える郷づくり事業の中に、集落内での作業として、ゆたかな森づくりを推進するために集落等が実施する事業として 1 団体 1 事業 5 万円を限度とする、となっている。この制度は通年であるので実施例があれば、合わせて 9 月での行事予定があれば聞く。

の具体的な提案はないが、今後も事業を推進していく。ゆたかな森づくり月間については、ゆとりすと広報に記事を掲載する。それ以外には、9 月ではないが、小学生の間伐体験を実施する。

Q14

問 町道等の維持管理体制を問う
答 計画的に道路整備を継続する



西村正尚
議員

超高齢化、急激な人口減少など、地域を取り巻く環境が非常に厳しくなっている。今のところは地域のコミュニティにおいて集落内の草刈りなどは何とかできているが、集落を離れた町道などについては通行が不可能な箇所もある。森林整備にも町道などの維持管理体制は必要だと思う。ますます厳しさを増してくる地域の現状を踏まえ、今後どのような維持管理を考えているか、所見を聞く。

道路は社会資本の根幹だが、町の管理する道路は 500 ㎡を超える、橋梁等長寿命化対策もあり、向こう 5 年間、橋の架け替えも含め、必要な町道の整備には 20 億円近い財源が必要である。基本的なインフラ対策は、予算状況など踏まえ計画の見直しを行いながら、目的の達成を目指し、町内の道路整備を行っていく。